

登園意見書 (医師記入)

(令和5年5月改訂)

みどりが丘保育園園長 殿

組

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします	登園のめやす
麻疹	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂痂 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること

上記の疾患で令和 年 月 日から症状がみられ療養していましたが、症状も回復し他児への感染のおそれもなく、集団生活に支障がない状態とされます。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園意見書」を保育園に提出して下さい。

登園届 (保護者記入)

(令和5年5月改訂)

みどりが丘保育園 園長 殿

組

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ロタ・ノロ・アデノウイルス等)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
带状疱疹しん	すべての発しんが痂痂 (かさぶた) 化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
その他 ()	

令和 年 月 日より (症状) _____ があり、(医療機関名) _____
 (月 日受診) において (病名) _____ と診断されましたが、他児への感染のおそれはなく、症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、令和 年 月 日から登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。